

令和 5 年 第 4 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和5年4月25日（火）

色麻町農業委員会進行録

令和5年4月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 政	高 橋 たえ子
2	農 地	堀 籠 慶 浩
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 政	早 坂 勝 一
5	農 政	渡 へ 義 彦
6	農 政	齋 條 仁 美
7	農 地	菅 原 敏 臣
8	農 地	阿 部 きよ子
9	農 地	大 泉 貞 行
10	農 政	早 坂 成 弘
11	農 政	畑 中 長 悦
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 11名 ・ 欠席委員 1名

・会議録書記 遠 藤 由 美 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第9号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
議案第11号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について
議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正
(案)の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は11名、欠席1名でございます。
7番菅原敏臣委員より欠席の通告がございましたので報告いたします。
定足数に達しておりますので、第4回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、3番鎌田一宜委員、4番早坂勝一委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。

議長 それでは議事に入ります。
…省略…

議長 議案第9号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第9号、農地法第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員会長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号5番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号5番、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地、四竈字土器坂〇番地〇、地目、田、地積1,978㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
譲受人の〇〇さんは、取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有の面からみても問題なく、許可要件を満たしているものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地調査の報告を3番 鎌田一宣委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号5番について、現地確認の報告をいたします。
去る、4月10日、堀籠会長と担当委員堀籠慶浩、早坂勝一委員、それに私と、山崎局長の5名で確認を行いました。
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。
確認事項は、申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願ひ申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議 長 全員賛成ですので、番号5番については、可と決しました。

議 長 番号6番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号6番、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地、四竈字本郷〇番地〇、地目、田、地積787㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
譲渡人の〇〇さんは、申請地圃場への機械の乗り入れ等、耕作作業不便の為、隣接する〇〇さんに所有権移転を行うものであり、〇〇さんは取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有の面からみても問題なく、許可要件を満たしているものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地調査の報告を3番 鎌田一宣委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号6番について、現地確認の報告をいたします。

現地調査の日程及び担当委員については、議案第9号、5番の報告と同様であり、申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

確認事項は、申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願ひ申し上げ報告いたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号6番については、可と決しました。

以上で、議案第9号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第10号、農地法第4条の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第10号農地法第4条の規定による許可申請決定について。

上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号1番、申請者、色麻町黒沢字〇〇〇〇番地、〇〇さん、申請地、黒沢字〇〇番地〇、地目、田、地積497㎡、申請内容につきましては、自己所有地への後継者住宅新築のための宅地転用でございます。

審議資料として位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願ひます。

議長 内容の説明が終わりました。

- 議長 現地調査の報告を3番 鎌田 一 宣 委員よりお願いします。
- 鎌田委員 それでは、番号1番について、現地確認の報告をいたします。
農地法第4条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。
現地調査の日程及び担当委員については、議案第9号、5番の報告と同様であり、申請地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。
確認事項といたしましては、第1種農地であります但し農用地区域外であります。
無断転用なし。
土地改良区との関係なし。
用排水・被害防除についても問題ありませんでした。
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます。
- 議長 ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手あり】
- 議長 全員賛成ですので、番号1番については、可と決しました。
以上で、第10号議案、農地法第4条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり可と決しました。
- 議長 議案第11号、農用地利用集積計画(案)の意見決定についてを議題といたします。
- 議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 議案第11号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。
- 議長 番号57番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号57番、権利の種類、賃貸借、設定をする者〇〇さん、設定を受ける者〇〇さん、設定をする土地の所在、王城寺字八原〇番地〇、外1筆、地目 田、地積10,737㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から認定農業者である〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、番号57番は可と決しました。

議長 議案第12号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について。 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、別紙のとおり定めたいので審議されたい。

記書きにつきましては、委員各位に配布しております色麻町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」をご覧ください。

こちらにつきましては、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、全ての農業委員会において定めなければならないこととなっており、最適化交付金の事業実施要件にもなっていることから、農林水産省経営局農地政策課の参考例を基に令和4年5月26日付け、色麻町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させ修正いたしましたので、ご審議いただきますようお願いいたします。

では、まず第1の基本的な考え方ですが、これまでの本町の農業の推移と現状を鑑みて、農業従事者の減少及び高齢化に伴い、地域農業の維持及び発展のためには、後継者及び担い手の育成確保は喫緊の課題であり、今後、遊休農地の増加が懸念されるとし、「地域計画」に基づき農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んで行く必要があるとしました。

2ページの第2 具体的な目標と推進方法について、(1)遊休農地の解消目標は、現状、7.22ヘクタールで0.26パーセント、3年後、1.77ヘクタール減少し、5.45ヘクタールで0.19パーセント、目標の令和13年3月には遊休農地面積を2.46ヘクタールで0.09パーセントとする目標といたしました。管内の農地面積は、令和4年度の耕地及び作付面積統計における耕地面積で、遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した面積となります。(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法につきましては、①農地の利用状況調査と利用意向調査を実施については、農地法第30条第1項及び同法32条第1項の規定により状況調査、意向調査実施について協議、検討し、調査の徹底を図るとし、結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ることといたしました。②農地中間管理機構との連携については、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構等への貸付手続を行うことといたしました。③非農地判断については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化するといたしました。以上の方法で推進していくことといたしました。(3)遊休農地の発生防止、解消の評価方法については、遊休農地の割合により評価するとし、単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりに評価することといたしました。

次に3ページ、2. 担い手への農地利用の集積・集約化であります。(1)担い手への集積目標は、現在の集積面積2,147.15ヘクタール、集積率は75.87パーセント、3年後の目標は集積面積2,297.15ヘクタール、集積率は国で示す80%を目指し、81.17パーセント、令和13年3月末までの目標は、町で定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に準じて90%を目指すことといたしました。(2)具体的な推進方法につきましては、①「地域計画」の作成、見直しについて②農地中間管理機構との連携について③農地の利用調整と利用権設定について④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱いについてを具体的な推進方法といたしました。4ページ、(3)担い手への農地利用の集積、集約化の評価方法については、進捗状況は、農地の集積率により評価するとし、単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとするといたしました。3. 新規参入の促進については、推進目標として令和13年3月末では個人5人、法人6人と目標を設定いたしました。目標設定の考え方ですが、3年間毎に個人、法人共に2経営体ずつ参入することを見込んでおります。また、取得面積の考え方ですが、令和5年4月1日から廃止された下限面積要件や近隣町を参考にし、0.5ヘクタール(5反歩)といたしました。(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法ですが、①関係機関と連携しについて、②新規就農フェア等への参加について、③企業参入の推進について、5ページ、④農業委員会のフォローアップ活動について4つの具体的な推進方法について掲げました。(3)新規参入の促進の評価方法については新規参入者は個人、法人の数により評価するといたしました。第3「地域計画」の目標を達成するための役割につい

ては、農業委員会は次の役割を担っていくとしおります。・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認。・農家への声掛け等による意向把握、「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング。・農地中間管理事業の活用の働きかけ。・「地域計画」の定期的な見直しへの協力といたしました。以上、色麻町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」の説明といたします。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言をいただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議無しの声がありましたが、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、議案第12号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)については、原案のとおり決しました。

議長 議案第13号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正(案)についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正(案)の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項及び第4項並びに同法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第2条の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。尚、委員各位に配布しております審議資料をご参照願います。

議長 この件につきましては、担当部局であります、産業振興課 浦山副参事に出席をいただいておりますので、内容について説明をお願いいたします。

浦山副参事 産業振興課の浦山でございます。

～．

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手あり】

議長 全員賛成ですので、議案第13号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正（案）については、原案のとおり決しました。

議長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。
第4回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前11時08分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和5年4月25日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵 ㊟

署名委員 鎌 田 一 宣 ㊟

署名委員 早 坂 勝 一 ㊟